

和歌山工業高等専門学校自衛消防隊規則

制 定 平成 5 年 4 月 9 日
改 正 令和 6 年 1 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校防火防災管理規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校自衛消防隊（以下「消防隊」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 消防隊組織は、別表第 1 の組織表に定めるところによる。

2 隊長は、校長をもって充てる。

3 副隊長は、副校長及び事務部長をもって充てる。

4 隊長に事故ある時は、副校長、事務部長（防火管理者）、教務主事、学生主事、寮務主事の順に次いでその職務を代行する。

(任務)

第 3 条 職員は、本校に火災が発生した場合は、直ちに消防隊長の命により消防隊の任務に就くものとする。

2 隊長は、火災が発生したときは本部位置を定め消防隊の総指揮監督の任に当たる。

3 副隊長は、隊長を補佐し、各班を指揮する。

4 教務主事、学生主事、寮務主事、地域共同テクノセンター長、各課長、総務課課長補佐及び財務管理係長は、班長として副隊長を補佐し、各班と連携を取りながらそれぞれ班員の指揮に当たる。

5 各班の任務は、別表第 2 のとおりとする。

(通報及び措置等)

第 4 条 火災を発見した者（以下「第 1 発見者」という。）は、直ちに総務課長又は警備員（寮においては寮当直者）に通報しなければならない。

2 総務課長又は警備員（寮においては寮当直者）は、第 1 発見者から通報を受けた場合は、別表第 3 の連絡網により、関係者に通報するものとする。

第 5 条 当直者は当直勤務中、特に火災予防に努めるとともに火災が発生した場合は、寮生避難誘導等の措置を取り、警備員とともに初期消火に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 9 日から施行し、平成 5 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 7 年 1 2 月 20 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年8月22日から施行する

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

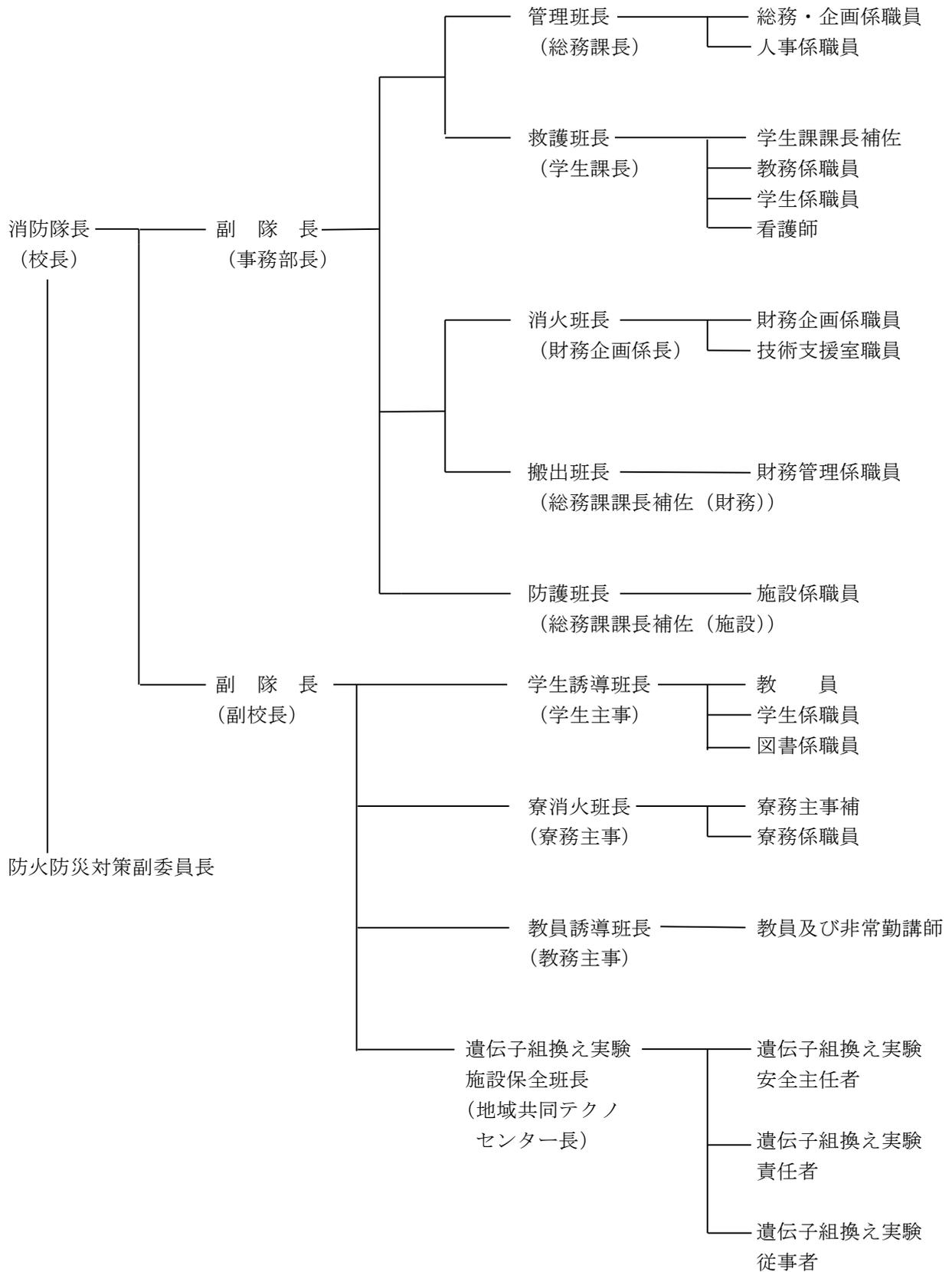
この規則は、平成22年2月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

消 防 隊 組 織 表



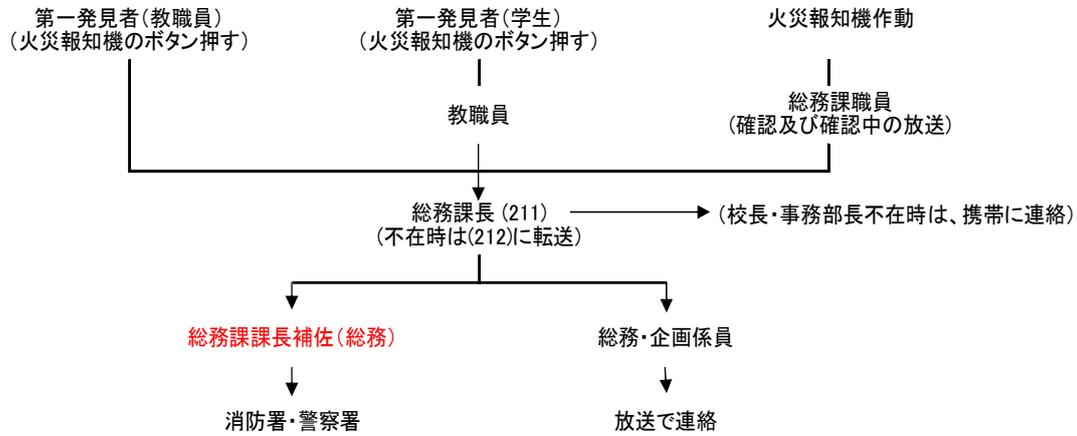
別表第2（第3条関係）

班名	任務
管理班	(1) 各班の調整 (2) 災害時における関係機関（消防署等）及び校内関係者への連絡通報 (3) 教職員及び学生の安否確認の計画立案 (4) 他の班に属さない事項の処理
救護班	(1) 平時における救護設備の点検整備 (2) 災害時における負傷者の救護
消火班	(1) 平時における消火設備の位置の確認 (2) 災害時における初期消火
搬出班	(1) 平時における非常持出物件の整備及び搬出計画立案 (2) 災害時における非常持出物件の搬出及び整備 (3) 消火後の非常持出物件の回収
学生誘導班	(1) 学生の避難誘導の計画立案 (2) 災害時における学生の避難及び救出
防護班	(1) 災害時における消火ポンプ、防火戸等の防災設備の作動確認並びに設備異常時の修復 (2) 上記作業後、消火班の援護
寮消火班	(1) 平時における寮の救護用品等の整備並びに非常持出物件の搬出計画及び寮生の避難計画立案 (2) 災害時における寮の初期消火、非常持出物件の搬出及び寮生の非難誘導及び救護
教員誘導班	(1) 教員及び非常勤講師の避難誘導の計画立案
遺伝子組換え実験施設保全班	(1) 災害時における遺伝子組換え実験施設内組換え体による汚染防止措置

別表第3 (第4条関係)

連 絡 網

【勤務時間内】



【勤務時間外】

